

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正について

水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)が、平成 15 年 5 月 30 日に公布されたほか、水道法施行規則の一部を改正する省令(平成 15 年厚生労働省令第 142 号)が平成 15 年 9 月 29 日に公布され、新水質基準が平成 16 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

1 改正の経緯等

今回の改正は、旧基準省令の公布から概ね 10 年が経過し、この間に新たな水道水質に係る問題が提起され、水道水質管理の充実強化が求められていること、世界保健機構(WHO)において飲料水水質ガイドラインの改訂に係る検討が進められたこと、さらに、規制緩和等の流れの中で水道水質管理の分野においても水質検査の合理的・効率的な実施が求められていること等を踏まえ、平成 15 年 4 月に厚生科学審議会によりとりまとめられた答申を踏まえ、所要の改正が行われた。

2 改正の基本的な考え方

これまでの水質基準の設定にあっては、全国的に問題となる項目について水道法第 4 条に基づく水質基準項目として、地域的に問題となる項目については通知による行政指導として対応がされてきましたが、今回の改正では、従来のような考え方を廃し、全国的にみれば検出率が低い項目であっても、地域、水源の種別、浄水方法により、人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものについては、すべて水道法第 4 条に基づく水質基準項目となった。

3 水質基準の主な改正内容

水質基準項目が全面的に見直しされ、現在の 46 項目から 50 項目(13 項目追加、9 項目削除)になった。

(1) 新たに加えられた基準項目(13 項目)

大腸菌、ホウ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、臭素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、アルミニウム及びその化合物、ジェオスミン、非イオン界面活性剤、2-メチルイソボルネオール、有機物(有機炭素 TOC)の量)

(2) 水質基準から削除された項目(9 項目)

大腸菌群、 1,2 - ジクロロエタン、 1,3 - ジクロロプロペン、
シマジン、 チウラム、 チオベンカルブ、
1,1,2 - トリクロロエタン、 1,1,1 - トリクロロエタン、
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)

(3) 水質基準項目(50 項目)

4 今後の対応

- ・ 平成 16 年 4 月 1 日から新基準による水質検査を実施する。
- ・ 市民への周知については、広報誌及びホームページによる情報提供を行う。

今後の水質管理計画については、随時お知らせをする予定である。